

計画等の案の概要

名 称	私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について		
公表するもの	私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正(案)		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
	無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称			
<p>1 趣旨</p> <p>私立小・中・高等学校の設置認可に関する「私立小・中・高等学校設置認可等審査基準」を一部改正する。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>校舎の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、全校種の文言を統一する。また、養護教諭等の配置基準について、改正する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>○校舎</p> <p>借用又は負担付きを認める場合の例外規定を「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。」に統一</p> <p>○養護教諭</p> <p>高等学校の養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員について、「1名以上置くものとする。」に緩和</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和7年1月下旬</p>			